

# 埋込型用人工鼻をご利用の方へ

障害者日常生活用具給付事業では、常時埋込型の人工喉頭を利用している方を対象に、「埋込型用人工鼻」を給付しています。「埋込型用人工鼻」には、「人工鼻本体」と「気管孔周囲に貼るベースプレート」の他に、「サポート用品」も給付対象に含まれます。

給付を希望される方は、事前にご相談ください。購入された後の助成は行っておりませんのでご注意ください。

## 1. 対象となる方

音声・言語機能障害の身体障害者手帳の交付を受けた方で、喉頭を摘出している方（埋込型人工鼻については、常時埋込型の人工喉頭を使用する方に限ります）

## 2. 給付品目

### ①人工鼻「HME」

### ②気管孔周囲に貼るベースプレート「アドヒーシブ」

### ③その他サポート用品

- ・ラリチューブ：狭小化する気管孔を保持するシリコン製の気管カニューレ
- ・ラリボタン：狭小化する気管孔を保持する自留式シリコン製の気管カニューレ
- ・シリコングルー：アドヒーシブの粘着力を高めるシリコン製の粘着材
- ・スキンプレップ：皮膚に塗ることで無色透明の皮膜になり、アドヒーシブと皮膚をより密着させ、またアドヒーシブをはがす際に刺激を軽減させる。
- ・リムーブ：アドヒーシブの上から塗るとはがしやすい状態になる。
- ・ブラシ：人工喉頭の内筒をきれいにする際に使用する。
- ・フラッシュ：人工喉頭の内筒の汚れを洗い落とすための補助的器材
- ・プラグ：人工喉頭の内筒からの漏れを一時的に止めるために使う製品
- ・シャワーエイド：シャワー時に取り付けることで気管孔に水が入りにくくなる。
- ・チューブホルダー：気管切開チューブを固定する。

※ 医療保険の適用を受けている部分については、給付の対象になりません。

## 3. 基準額 23,250円

基準額は一月あたりの助成の限度額です。給付決定する場合、区から交付する給付券は2ヵ月分で1枚となります。

## 4. 利用者負担

基準額の範囲内で、世帯の所得状況に応じて利用者負担があります。給付品目を組み合わせるなどして基準額を超えた場合の超過分は、利用者負担となります。「障害者日常生活用具給付事業のご案内」もご覧ください。

## 5. 申請先 各総合支所 保健福祉センター保健福祉課